

8 指 第 4 0 2 号

令和 8 年 7 月 3 日

建設業関係団体の長 様

京都府建設交通部指導検査課長

官民が所有する地盤情報の共有化に向けた公共事業における地盤情報の取扱
の一部改定について（通知）

地盤情報の共有化については、一般財団法人国土地盤情報センターとの協定書に基づく、「官
民が所有する地盤情報の共有化に向けた公共事業における地盤情報の取扱について（通知）」
（令和 2 年 9 月 3 日付 2 指第 4 7 9 号）により運用してきたところです。

このたび、地盤情報の収集と利活用に関する協定書に基づく国土地盤情報データベース運用等
規程を改定し、下記のとおり取扱うこととしましたので、通知します。

記

【改定内容】

- ・ボーリング一本当たりの検定費用2,000円→3,000円

（管理技術者又は主任技術者が規程で定める資格を有し、かつ、ボーリング責任者が地質調査技
士の資格を有する場合）

- ・ボーリング一本当たりの検定費用3,000円→4,000円

（上記以外の場合）

- ・規程で定める管理技術者又は主任技術者の資格として農業土木技術管理士を追加

1 特記仕様書の記載について

別紙1を参照して特記仕様書に記載すること。

2 国土地盤情報データベースへの地盤情報の検定費用について

国土地盤情報データベースへの地盤情報の検定に要する費用については、「一般財団法人国土地盤情報センター」が行う検定内容（詳細は別紙2参照。）を踏まえ、同データベースの運営に必要な実費相当額を上限として設定するボーリング一本当たりの検定費用3,000円（ただし、管理技術者又は主任技術者が技術士等の資格を有し、かつ、ボーリング責任者が地質調査技士の資格を有する場合に限る。）を用いて、次式により直接経費に「国土地盤情報データベース検定費」として計上し、諸経费率算定の対象額としない。

国土地盤情報データベース検定費

$$= \text{ボーリング1本当たりの検定費用} \times \text{ボーリング数量}$$

3 地盤情報の公開・利用の可否について

地盤情報の取扱の流れについて別紙3に示す。京都府が公共事業において取得した地盤情報については、一般財団法人国土地盤情報センターは、検定を行った後、特段の事情がない限り、国土地盤情報データベースへ登録し、登録された地盤情報は同センターと協定を締結した者において相互に利用できるものとする。

公共事業において取得した地盤情報について以下に示す特段の事情があるか否か判断を行い、特段の事情があると判断された地盤情報については、公開不可、利用不可として取り扱うこととする。

- ① 外交、防衛、国際条約に関連する情報（例えば、自衛隊施設に関連するもの 等）
- ② 特定の団体や個人に不当な利益又は不利益を及ぼすおそれのある情報（例えば、採石や天然ガス等の天然資源、温泉に関連するもの 等）
- ③ 他機関や個人から提供された情報のうち、公開することを前提としていない情報（例えば、他機関から委託を受けて調査を行ったもの、公開に地権者の同意を必要とするもの 等）
- ④ ①から③に該当する情報のほか、各土木事務所等において、公開及び利用に当たって特段の事情があると判断する情報

公開・利用の可否について、「電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】」（令和8年2月国土交通省大臣官房技術調査課）に基づき、事前協議において受注者に指示することとし、受注者は、成果品データのうちボーリング交換用データ（以下「XMLデータ」という。）及び土質

試験結果一覧表データに公開の可否に係る「公開可否コード」（公開不可の場合には、その理由も記入する。なお、公開不可の場合には利用不可として扱う。）を記入した上で、一般財団法人国土地盤情報センターに対して検定の申込を行うこととする。

4 検定済の地盤情報であることの確認について

電子納品の確認に当たっては、検定証明書によって検定済であることを確認する。

5 適用について

令和9年4月1日より適用する。

特記仕様書記載例**【地質・土質調査業務の場合】**

受注者は、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。受注者は、地盤情報の公開・利用の可否について、電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】に基づき、事前協議における発注者の指示に従って成果品データに「公開可否コード」を記入した上で、検定の申込を行うこととする。なお、検定に要する費用は、直接経費に「国土地盤情報データベース検定費」として計上し、諸経费率算定の対象額としない。

また、受注者は、電子納品の際に、一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書（PDFファイル）を、電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】に規定されている格納フォルダBORING/OTHRsに格納することをもって、提出する成果が検定済であることを報告することとする。

【土木工事の場合】

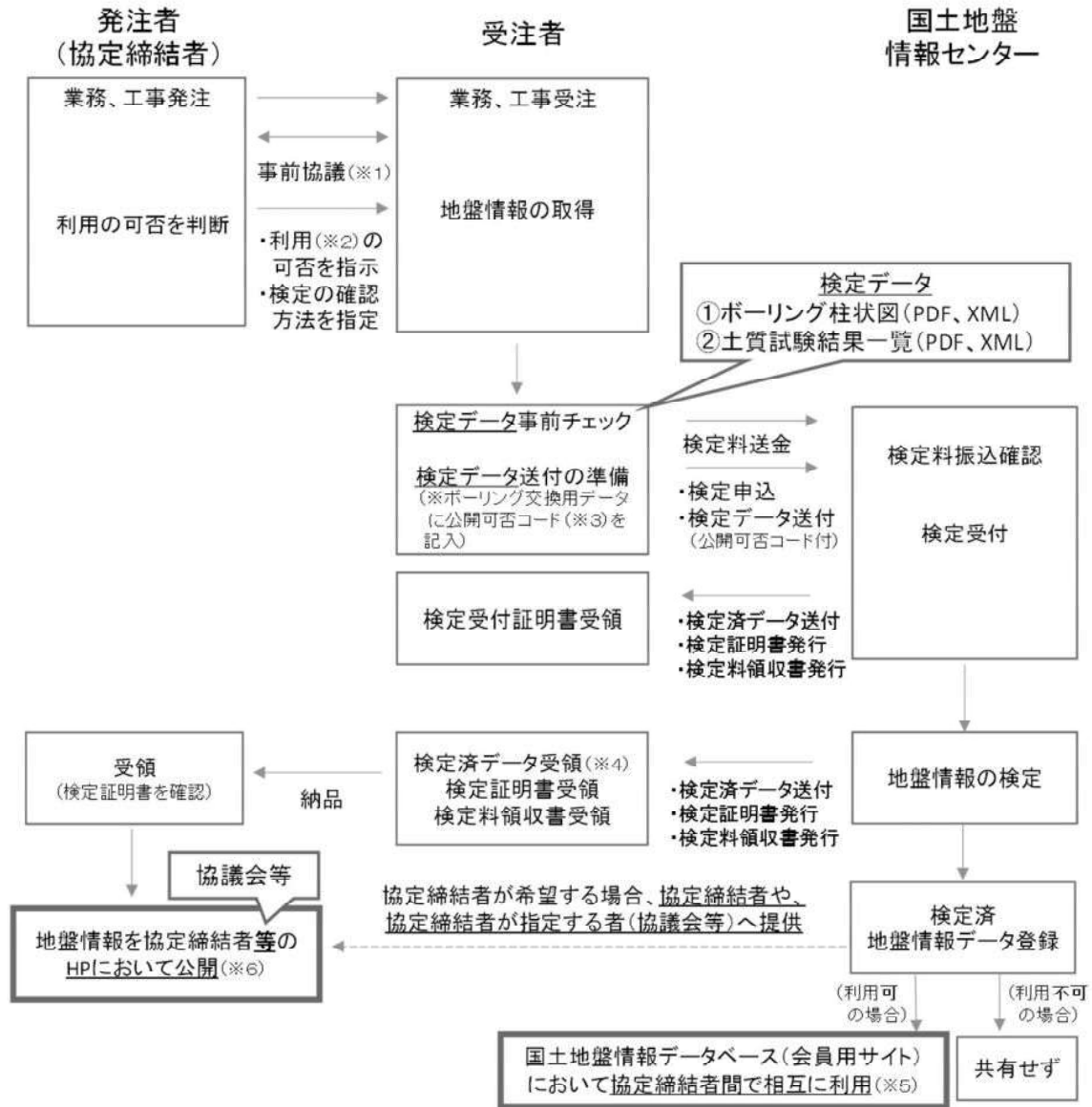
受注者は、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。受注者は、地盤情報の公開・利用の可否について、電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】に基づき、事前協議における発注者の指示に従って成果品データに「公開可否コード」を記入した上で、検定の申込を行うこととする。なお、検定に要する費用は、直接経費に「国土地盤情報データベース検定料」として計上し、諸経费率算定の対象額としない。

また、受注者は、電子納品の際に、一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書（PDFファイル）を、電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】に規定されている格納フォルダBORING/OTHRsに格納することをもって、提出する成果が検定済であることを報告することとする。

(参考) 「一般財団法人国土盤情報センター」が行う検定内容

分類	検定内容
ボーリング柱状図	・ボーリング数量の確認
	・地質調査技士登録番号の確認
	・標題情報(調査名、発注機関など)の確認
	・緯度経度、座標系の確認
	・岩種・土質区分、記事、試験結果などの確認
	・上記の他、「ボーリング柱状図作成およびボーリングコア取扱い・保管要領(案)・同解説(平成27年6月 一般社団法人全国地質調査業協会連合会、社会基盤情報標準化委員会)」に則った様式であるかの確認
土質試験結果	・土質検査結果の試験数量の確認
	・標題情報(調査名、発注機関など)の確認
	・試験結果の確認
	・上記の他、地盤工学会が定めるデータシート様式「土質試験結果一覧表(基礎地盤)」又は「土質試験結果一覧表(材料)」に則った様式であるかの確認

(参考) 地方公共団体が公共事業において取得する地盤情報の取扱いの流れ (例)



※1 地盤情報の利用の可否について、「電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】」(令和8年2月国土交通省大臣官房技術調査課)に準じて発注者と受注者間で事前協議を行う。

※2 「利用」とは地盤情報に閲覧、ダウンロード、複製及び改変を言う。

※3 ここでは「公開可」を「利用可」、「公開不可」「利用不可」と読み替えるものとする。

※4 検査済データのうちXMLデータに検定日及び検定番号が記載される。

※5 災害時は関連する地域内に存在する地盤情報について、一定期間公開する。

※6 協定締結者が希望する場合には国土地盤情報センターにおいて公開する。

協定締結者が希望する場合、一般公開用のサイトにおいて公開(※6)

国土地盤情報データベース運用等規程

1 目的

本規程は、京都府知事（府内の各市町村の長から、知事が協定の締結について委任を受けた場合は、当該市町村の長も含む。以下「甲」という。）と一般財団法人国土地盤情報センター理事長（以下「乙」という。）が交わした「地盤情報の収集と利活用に関する協定書」（以下「協定書」という。）に基づき、国土地盤情報データベース（以下「地盤 DB」という。）を運用するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 地盤 DB に登録する情報

(1) 地盤 DB に登録する情報は、甲又は甲の所掌する事務所等の長（以下「甲等」という。）が発注した業務及び工事において得られた以下の電子データとする。

- ① ボーリング柱状図（PDF 形式及び XML 形式）
- ② 土質試験結果一覧表（PDF 形式及び XML 形式）

(2) 甲等は、前項の地盤情報について、次に掲げる特段の事情があるか否か判断を行い、特段の事情があると判断した地盤情報については、利用不可（「利用」については「4 地盤情報の利用の範囲」において定義する。）である旨と併せて、甲等が発注する業務及び工事の受注者をして、乙へ送付させることとする。なお、利用の可否については、受注者において、国土交通省電子納品要領（平成 28 年 10 月）に基づき、ボーリング交換用コード及び土質試験結果一覧表における公開可否コード（ここでは、「公開可」を「利用可」、「公開不可」を「利用不可」と読み替えるものとする。）を記入することとする。

- ① 外交、防衛及び国際条約に関連する情報
- ② 特定の団体又は個人に不当な利益又は不利益を及ぼすおそれのある情報
- ③ 他機関又は個人から提供された情報のうち、利用することを前提としていない情報
- ④ ①から③に該当する情報のほか、甲等において、利用に当たって特段の事情があると判断する情報

(3) 甲が協定書の締結以前から所有している地盤情報については、甲の要請に基づき、乙が地盤 DB に登録することとする。その際、乙は、当該地盤情報について、未検定である旨を明記した上で、検定を行わないことができる。

(4) 一般社団法人全国地質調査業協会連合会が運営する全国ボーリング所在情報公開サイトに甲が既に情報提供している地盤情報については、前項の規定に従って、乙が地盤 DB に登録するものとする。

3 地盤情報の検定について

(1) 乙が行う検定の主な内容は、以下のとおりとする。

- ① ボーリング位置情報の確認
- ② 柱状図標題情報の確認
- ③ 調査者の資格の確認

(2) 前項③により確認する資格は以下のとおりとする。

① 管理技術者又は主任技術者の資格

- ・地質調査技士
- ・技術士（「総合技術監理部門－「業務に該当する選択科目」）
- ・技術士（業務に該当する部門）
- ・RCCM（「地質部門」又は「土質及び基礎部門」）
- ・博士（理学又は工学）
- ・農業土木技術管理士
- ・土木学会認定土木技術者（地盤・基礎）
- ・港湾海洋調査士（土質・地質調査）
- ・施工管理技士（業務に該当する級及び種目）

② ボーリング責任者の資格

- ・地質調査技士

(3) 検定費用は以下のとおりとし、甲等は、甲等が発注する業務及び工事の受注者をして、乙に送金させる。

- ・管理技術者又は主任技術者が前項①の資格を有し、かつボーリング責任者が前項②の資格を有する場合は、ボーリング柱状図のデータ 1 本当たり 3,000 円
- ・上記以外の場合は、ボーリング柱状図のデータ 1 本当たり 4,000 円

(4) 乙は、地盤情報の検定を行った後、検定証明書を甲等が発注する業務及び工事の受注者に送付する。また、甲等は、甲等が発注する業務及び工事の受注者からの納品に当たっては、検定証明書によって検定済みであることを確認する。

(5) 乙が地盤情報の検定に要する期間は原則 2 週間程度とするが、送付された地盤情報の内容に不備があった場合はこの限りではない。

4 地盤情報の利用の範囲

(1) 地盤 DB に登録されている地盤情報（2 条(2) 項に定める特段の事情があるものを除く。以下同じ。）

は、甲を含め、乙と同旨の協定を締結した者において相互に、無料で閲覧し、ファイルをダウンロードし、並びにダウンロードした地盤情報を閲覧、複製及び改変（以下「利用」という。）することができる。

(2) 甲は、地盤 DB に登録されている地盤情報について、甲等が発注した業務及び工事の受注者（受注者と契約を締結した者を含む。）に対して、当該業務及び工事の範囲内に限り、利用させることができる。

(3) 乙は、大学等から研究目的で地盤 DB に登録されている地盤情報の利用について要望があった場合には、乙の下に設置する有識者等から構成される委員会の承認を得た上で、有料で提供することとする。

(4) (1) 項から(3) 項までの規定において、地盤情報を複製又は改変する場合には、地盤 DB から得られた地盤情報であることを表示することとする。

5 甲への地盤情報の提供について

乙は、甲からの要請がある場合、甲等が発注した業務及び工事において得られた地盤情報のうち、2 条（2）項に定める特段の事情があるものを除き、甲の情報管理者に提供するものとする。

6 地盤情報の一般公開

乙は、甲からの要請がある場合、甲等が発注した業務及び工事において得られた地盤情報のうち、2条（2）項に定める特段の事情があるものを除き、一般公開するものとする。

7 利用者の拡大について

乙は、地盤情報の登録の促進を図るため、甲と連携して関係機関等への周知活動を行う。

8 その他

- (1) 協定書は、やむを得ない事情が生じた場合には甲乙協議の上、解約することができるものとする。
- (2) 協定書に定めのない事項、又は、疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。
- (3) 協定書は2通作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。また、知事は、府内の市町村の長から協定の締結について委任を受けている場合には、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

附 則

この運用等規程は、令和元年8月28日から施行する。

附 則

この運用等規程は、令和9年4月1日から施行する。

2 指 第 4 7 9 号

令和 2 年 9 月 3 日

関係団体の長 様

京都府建設交通部指導検査課長

官民が所有する地盤情報の共有化に向けた公共事業における地盤情報の
取扱いについて

国土交通省では、社会資本整備審議会・交通政策審議会答申「地下空間の利活用に関する安全技術の確立について」（平成29年9月）において、官民が所有する地盤情報を共有化し、収集した情報のプラットフォームを構築する取り組みを推進することとされており、建設交通部においても、地盤情報の共有化の趣旨を踏まえ、地質調査業務を実施する場合（工事で実施する場合も含む）は、下記のとおり取扱うこととしましたので、参考にお知らせします。

記

1 特記仕様書の記載について

別紙 1 を参照して特記仕様書に記載すること。

2 国土地盤情報データベースへの地盤情報の検定費用について

国土地盤情報データベースへの地盤情報の検定に要する費用については、「一般財団法人国土地盤情報センター」が行う検定内容（詳細は別紙 2 参照。）を踏まえ、同データベースの運営に必要な実費相当額を上限として設定するボーリング一本当たりの検定費用2,000円（ただし、管理技術者又は主任技術者が技術士等の資格を有し、かつ、ボーリング責任者が地質調査技士の資格を有する場合に限る。）を用いて、次式により直接経費に「国土地盤情報データベース検定費」として計上し、諸経费率算定の対象額としない。

国土地盤情報データベース検定費

$$= \text{ボーリング 1 本当たりの検定費用} \times \text{ボーリング数量}$$

3 地盤情報の公開・利用の可否について

地盤情報の取扱いの流れについて別紙3に示す。京都府が公共事業において取得した地盤情報については、一般財団法人国土地盤情報センターは、検定を行った後、特段の事情がない限り、国土地盤情報データベースへ登録し、登録された地盤情報は同センターと協定を締結した者において相互に利用できるものとする。

公共事業において取得した地盤情報について以下に示す特段の事情があるか否か判断を行い、特段の事情があると判断された地盤情報については、公開不可、利用不可として取り扱うこととする。

- ① 外交、防衛、国際条約に関連する情報（例えば、自衛隊施設に関連するもの 等）
- ② 特定の団体や個人に不当な利益又は不利益を及ぼすおそれのある情報（例えば、採石や天然ガス等の天然資源、温泉に関連するもの 等）
- ③ 他機関や個人から提供された情報のうち、公開することを前提としていない情報（例えば、他機関から委託を受けて調査を行ったもの、公開に地権者の同意を必要とするもの 等）
- ④ ①から③に該当する情報のほか、各土木事務所等において、公開及び利用に当たって特段の事情があると判断する情報

公開・利用の可否について、「電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】」（平成30年3月国土交通省大臣官房技術調査課）に基づき、事前協議において受注者に指示することとし、受注者は、成果品データのうちボーリング交換用データ（以下「XMLデータ」という。）及び土質試験結果一覧表データに公開の可否に係る「公開可否コード」（公開不可の場合には、その理由も記入する。なお、公開不可の場合には利用不可として扱う。）を記入した上で、一般財団法人国土地盤情報センターに対して検定の申込を行うこととする。

4 検定済の地盤情報であることの確認について

電子納品の確認に当たっては、検定証明書によって検定済であることを確認する。

5 適用について

令和2年10月1日以降の入札公告から適用する。

特記仕様書記載例**【地質・土質調査業務の場合】**

受注者は、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。受注者は、地盤情報の公開・利用の可否について、電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】に基づき、事前協議における発注者の指示に従って成果品データに「公開可否コード」を記入した上で、検定の申込を行うこととする。なお、検定に要する費用は、直接経費に「国土地盤情報データベース検定費」として計上し、諸経费率算定の対象額としない。

また、受注者は、電子納品の際に、一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書（PDFファイル）を、電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】に規定されている格納フォルダBORING/OTHRsに格納することをもって、提出する成果が検定済であることを報告することとする。

【土木工事の場合】

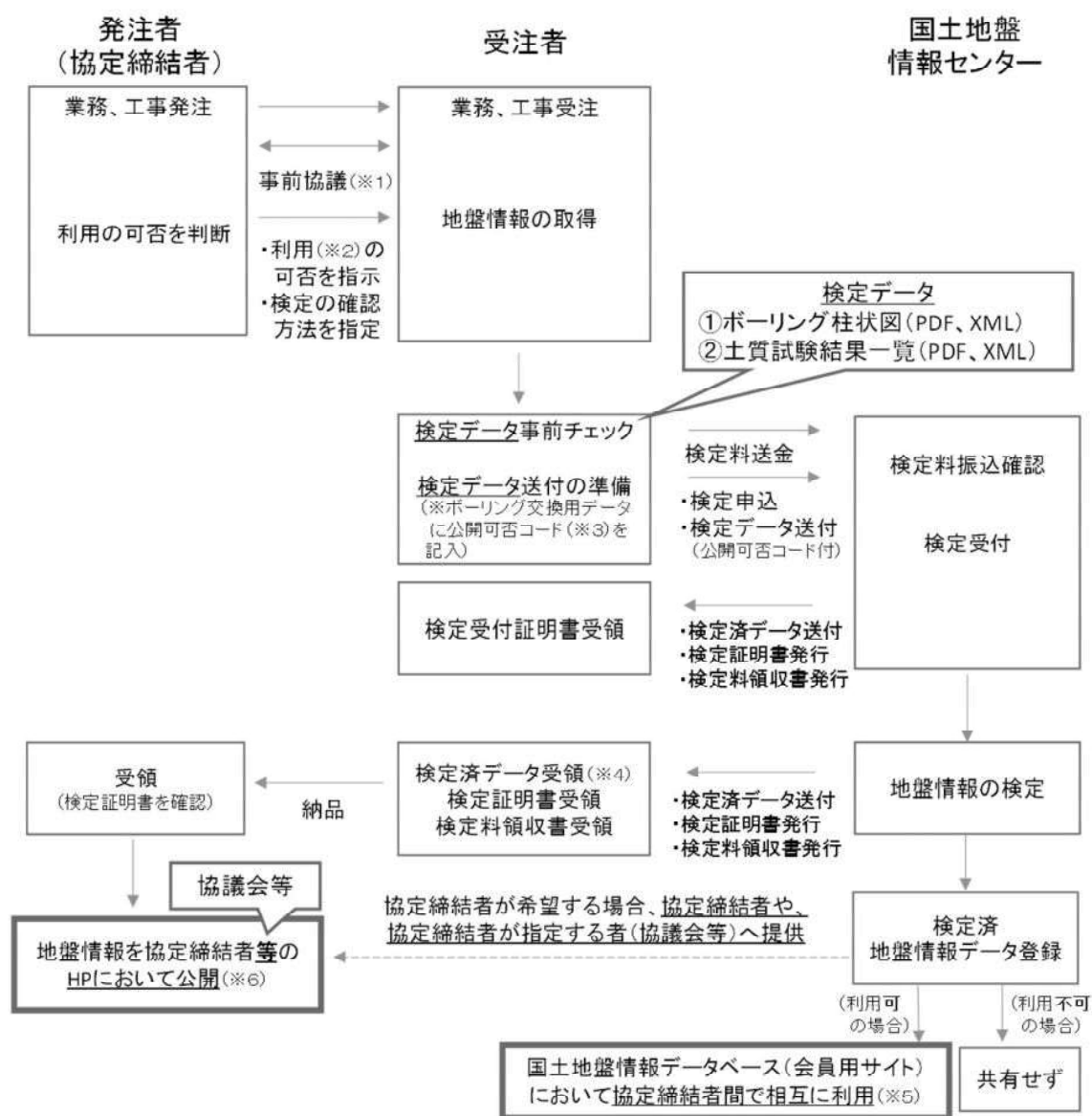
受注者は、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。受注者は、地盤情報の公開・利用の可否について、電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】に基づき、事前協議における発注者の指示に従って成果品データに「公開可否コード」を記入した上で、検定の申込を行うこととする。なお、検定に要する費用は、直接経費に「国土地盤情報データベース検定料」として計上し、諸経费率算定の対象額としない。

また、受注者は、電子納品の際に、一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書（PDFファイル）を、電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】に規定されている格納フォルダBORING/OTHRsに格納することをもって、提出する成果が検定済であることを報告することとする。

(参考)「一般財団法人国土盤情報センター」が行う検定内容

分類	検定内容
ボーリング柱状図	・ボーリング数量の確認
	・地質調査技師登録番号の確認
	・標題情報(調査名、発注機関など)の確認
	・緯度経度、座標系の確認
	・岩種・土質区分、記事、試験結果などの確認
	・上記の他、「ボーリング柱状図作成およびボーリングコア取扱い・保管要領(案)・同解説(平成27年6月 一般社団法人全国地質調査業協会連合会、社会基盤情報標準化委員会)」に則った様式であるかの確認
土質試験結果	・土質検査結果の試験数量の確認
	・標題情報(調査名、発注機関など)の確認
	・試験結果の確認
	・上記の他、地盤工学会が定めるデータシート様式「土質試験結果一覧表(基礎地盤)」又は「土質試験結果一覧表(材料)」に則った様式であるかの確認

(参考) 地方公共団体が公共事業において取得する地盤情報の取扱いの流れ (例)



※1 地盤情報の利用の可否について、「電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】」（平成30年3月国土交通省大臣官房技術調査課）に準じて、発注者と受注者とで事前協議を行う。

※2「利用」とは、地盤情報の閲覧、ダウンロード、複製及び改変をいう。

※3 ここでは、「公開可」を「利用可」、「公開不可」を「利用不可」と読み替えるものとする。

※4 検定済データのうちXMLデータに、検定日及び検定番号が記載される。

※5 災害時は、関連する地域内に存在する地盤情報について、一定期間、公開する

※6 協定締結者が希望する場合には、国土地盤情報センターにおいて公開する。

協定締結者が希望する場合、一般公開用のサイトにおいて公開(※6)